

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例
主管課	財政課（薬務衛生課、観光国際課）
根拠法令等	・大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号） ・旅券法施行令（平成元年政令第122号）
【改正の概要】	
1 大麻草の栽培の規制に関する法律関係	
法改正による大麻草採取栽培者免許の区分の細区分化等に伴う規定整備及び手数料の改定	
「大麻草採取栽培者免許」→「第一種大麻草採取栽培者免許」	
第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料	7,000円→22,600円
2 旅券法施行令関係	
施行令改正により事務内容が変更されることに伴う手数料の改定	
一般旅券発給手数料 （旅券を受領せず失効させ、失効後5年以内に再申請する場合）	4,000円→書面申請 4,300円 電子申請 3,900円
一般旅券発給手数料（上記以外の場合）	2,000円→書面申請 2,300円 電子申請 1,900円
施行日	1は令和6年3月1日、2は令和6年3月24日
【その他参考事項】	